

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年10月6日）及び資格取得日（昭和35年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月6日から35年5月1日まで

私は、A社に昭和34年8月から36年5月末日までの期間、継続して勤務していたが、34年10月6日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、35年5月1日に改めて同資格を取得したこととなっており、申立期間における厚生年金保険の加入記録が欠落している。同社を一度退社し、再び入社したという事実は無いことから、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和34年8月6日に取得し、同年10月6日に資格を喪失後、35年5月1日に再度資格を取得しており、申立期間における同社での同被保険者記録を確認することができない。

しかし、申立期間について、申立人は、「A社では、家電製品の販売と修理を担当しており、退職する同僚から業務の引継を受けた。」としているところ、オンライン記録によると、当該同僚は、申立期間中の昭和35年2月29日に同社での厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該同僚自身も、「私が同社を退職した時期と同資格を喪失した時期は一致しており、同社では家電製品の販売と修理を担当していた。」と供述していること

から、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたものと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に被保険者期間の欠落が見られる者はいない上、供述を得られた一人は、「私が同社に勤務した期間と厚生年金保険の加入記録は一致しており、同社には事業主夫婦を含めて6人ぐらいの従業員が居た。」と供述しているところ、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者数は、5人又は6人であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和34年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年10月から35年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 51 年 1 月 28 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、53 年 6 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 51 年 1 月から同年 6 月までは 6 万円、同年 7 月から 52 年 6 月までは 6 万 8,000 円、同年 7 月から同年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月から 53 年 5 月までは 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 28 日から 53 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 1 月 28 日に A 社に入社し、55 年 6 月 28 日に退社するまで、同社 B 工場で継続して勤務していたが、年金事務所の記録では、同社同工場で 53 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間当時、給与から厚生年金保険料が引かれており、申立期間当時加入していた厚生年金基金の加入期間も 51 年 1 月 28 日から 55 年 6 月 29 日までとなっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 工場から提出された社員名簿、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人が、申立期間を含む昭和 51 年 1 月 28 日から 55 年 6 月 28 日までの期間、同社同工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された年金支給義務承継通知書、企業年金連合会が保管する申立人に係る「中脱記録照会（回答）」及び「厚生年金基金加入員台帳」によると、申立人は、C 社（現在は、D 社）が設立の主体である E 基金（後に、F 基金に名称変更）において、昭和 51 年 1 月 28 日に厚生年金基金加入員資格を取得し、53 年 6 月 1 日に同資格を喪失していることから、申立

期間において、申立人は、同基金の加入員であったことが確認できる上、D社は、同基金の厚生年金保険に係る手続について、複写式の届出用紙を用いていた旨回答していることから、事業主は、同基金に提出したものと同一内容のものを社会保険事務所に届け出たものと考えられる。

一方、オンライン記録では、A社B工場は、昭和53年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているところ、申立人が、申立期間当時、同社同工場で共に勤務していたと主張する二人の同僚の厚生年金保険被保険者記録は、両人とも同社本社においての加入記録が確認できる上、同社の人事担当者は、「当社B工場が適用事業所となる以前は、同工場に勤務する従業員は本社で一括適用していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和51年1月28日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、53年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が保管する「中脱記録照会（回答）」及び「厚生年金基金加入員台帳」の記録から、昭和51年1月から同年6月までは6万円、同年7月から52年6月までは6万8,000円、同年7月から同年9月までは9万2,000円、同年10月から53年5月までは8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年2月から15年3月までは22万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月から同年9月までは22万円、同年10月から18年1月までは24万円、同年2月から19年4月まで、同年7月及び同年9月は26万円、同年10月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年11月、同年12月、20年2月から同年7月まで及び同年11月から21年1月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成21年2月1日から同年6月21日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を21年2月から同年5月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月1日から19年11月1日まで
② 平成19年11月1日から21年6月21日まで

私のB社及びA社における申立期間の標準報酬月額記録が、実際の給与額と相違している上、控除されていた厚生年金保険料も本来控除されるべき金額よりも高額であった。両社は事実上、同一の企業であり、どちらも意図的に標準報酬月額を低く届け出ていたため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年4月1日から19年11月1日までの期間及び同年11月1日から21年6月21日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①及び②のうち、平成19年11月1日から21年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年2月1日から同年6月21日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

厚生年金特例法を適用する期間について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細及び給料台帳並びに顧問会計事務所から提出された所得税源泉徴収簿により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、平成14年2月から15年3月までは22万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月から同年9月までは22万円、同年10月から18年1月までは24万円、同年2月から19年4月まで、同年7月及び同年9月は26万円、同年10月は24万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られないものの、給料明細等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、厚生年金特例法を適用する期間のうち、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料台帳及び顧問会計事務所から提

出された所得税源泉徴収簿により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、当該期間のうち、平成 19 年 11 月、同年 12 月、20 年 2 月から同年 7 月まで及び同年 11 月から 21 年 1 月までは 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、厚生年金特例法を適用する期間のうち、平成 13 年 4 月から同年 11 月までの期間、14 年 1 月、19 年 5 月及び同年 6 月、同年 8 月、20 年 1 月、同年 8 月から同年 10 月までの期間については、報酬月額に基づく標準報酬月額又は保険料控除額に基づく標準報酬月額のいずれかがオンライン記録上の標準報酬月額より低額あるいは一致していることから、同法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成 13 年 12 月については、給料明細等の資料が無い場合、報酬月額及び保険料控除額が不明であるものの、前後の月において、保険料控除額に基づく標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、当該期間についても、同様であったと考えられる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生年金保険法を適用する期間について、平成 21 年 2 月 1 日から同年 6 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書及び顧問会計事務所から提出された所得税源泉徴収簿によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 32 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 21 年 2 月から同年 5 月までは 32 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 21 日から同年 5 月 19 日まで
② 昭和 40 年 3 月 11 日から 42 年 2 月 1 日まで
平成 17 年に社会保険庁（当時）から年金記録についての通知が届き、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを初めて知った。
しかしながら、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金について、申立期間②のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後 50 人の厚生年金保険被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失している女性の被保険者は、申立人を含めて 16 人確認できるところ、そのうち、脱退手当金支給記録が確認できるのは申立人だけである上、申立期間②当時の複数の同僚が、「退社時に脱退手当金についての説明は無く、また、事業主が代理請求を行っていたという話は聞いたことが無い。」旨を供述していることから判断すると、事業主による代理請求が行われたものとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②より前の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求期間となっている。しかしながら、申立人が当該被保険者期間のどちらも失念するとは考え難い上、脱退手当金が未請求となっている 2 回の被保険者期間と申立期間①及び②は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月30日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みであるとの回答をもらった。
しかしながら、申立期間の事業所は空襲で焼失した上、退職してから2年7か月もたった後で同手当金を受け取った記録とされているのは納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年7か月後の昭和23年6月4日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求期間となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い。

さらに、未請求期間となっている被保険者期間と申立期間である被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月16日は20万円、17年7月20日は23万円、同年12月15日は24万4,000円、19年12月17日及び20年7月16日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月16日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月15日
④ 平成19年12月17日
⑤ 平成20年7月16日

A社において、申立期間に支払われた賞与から、それぞれ厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間における標準賞与額に関する記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された銀行通帳の振込記録及び賞与に係る「給与支給明細書」により、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の「給与支給明細

書」において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月16日は20万円、17年7月20日は23万円、同年12月15日は24万4,000円、19年12月17日及び20年7月16日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年7月7日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したものの、「経理については、担当者に任せており、不明である。」旨を回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年11月6日に、資格喪失日に係る記録を54年3月4日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月6日から54年3月4日まで

申立期間は、A社に事務職として勤務していた。同社の「給料賃金明細書」により、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の「給料賃金計算書」(11月、12月、1月、3月分)に支給年の記載は無いものの、当該計算書に記載されている給与支給総額、厚生年金保険料額、健康保険料額及び雇用保険料額を基に当該計算書において使用されている各保険料率を算出し、これらの保険料率が適用されている期間を特定した結果、当該保険料率が全て適用される期間は昭和53年11月から54年3月までの期間であることから、当該計算書は、53年11月から54年1月までの分及び同年3月分と認められる。

また、昭和54年2月分については、申立人から同月分の「給料賃金計算書」の提出は無いものの、申立人に同年3月分の給与が支払われていることから、上記計算書がある期間と同様に、A社から申立人に給与の支払いが行われ、当該給与から同額の厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

さらに、A社の勤務期間については、申立人は、「公共職業安定所の紹介で

勤務し始めた。」と主張しているところ、同安定所から申立人に昭和 53 年 8 月 19 日付けで交付されている雇用保険受給資格者証に「11 月 6 日～紹介就職」という記載が確認できること、並びに上記の「給料賃金計算書」（11 月、12 月、1 月、3 月分）に記載されている出勤と欠勤の合計日数及び給与の締め日を基に算出した当該事業所における上記各月の勤務日数から判断すると、申立人の入社日は 53 年 11 月 6 日、退職日は 54 年 3 月 3 日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A 社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された「給料賃金計算書」の厚生年金保険料控除額から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 11 月から 54 年 2 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月から同年8月まで

私は、平成8年1月に勤務していた会社を退職する時に、総務担当から年金手帳を返却され、今後は国民年金に加入するか新しい職場で厚生年金に加入する手続が必要である旨の説明を受けたが、新しい職場は決まっていなかったため、実家のA町（現在は、B市）に戻り、同年3月頃であったと思うが、同町役場に出向き、相談した上で国民年金の加入手続を行った。後日、A町役場から国民年金保険料の納付書が届き、当初は引っ越し費用等の出費があったため保険料を納付できなかったが、同年9月頃に同町役場の窓口で一括納付した。納付金額は、10万円前後と高額であったが、せっかく片道10kmもあるA町役場まで来たので、なんとか一括で保険料を納付したことを覚えている。

領収証や通帳などの国民年金保険料の納付を裏付ける資料は何も残っていないが、間違いなく申立期間の保険料を納付したので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間直前は厚生年金保険被保険者期間であるため、平成8年2月21日に同保険の被保険者資格を喪失した時点で、国民年金への切替手続が必要であるところ、A町の国民年金被保険者名簿には申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得日の記載は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いなど、当該切替手続を行ったことを裏付ける事情は見当たらない。

また、B市は、「当時は、国民年金被保険者名簿以外に電算システムで年金記録を管理しており、端末に被保険者資格取得日等を入力することにより納

付書を作成していたので、当市の電算データに申立期間に係る被保険者資格が登録されていないということは、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されていないものと考えられる。」としている上、申立期間のうち、平成8年2月及び同年3月については、申立人が申立期間の保険料を納付したとする同年9月時点で過年度保険料となるところ、オンライン記録上、申立期間は未加入期間となっていることに加え、B市も、「当時、過年度保険料に係る納付書を窓口で作成していなかった。」としていることから、当該過年度保険料に係る納付書も作成されず、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から7年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から7年12月まで

平成5年4月から勤めていた会社が厚生年金の適用事業所でなかったため、母に勧められ国民年金に加入した。国民年金の加入手続については、母が同年7月頃にA市役所で行ってくれたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、母が口座振替の手続を行い、私自身の銀行口座からの引き落としで納付したので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が平成5年7月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた後、自分自身の銀行口座からの引き落としで保険料を納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の20歳到達時強制加入者の加入時期から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、平成8年9月頃と推認され、この時点では、申立期間のうち、5年7月から6年8月までの保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち、平成6年9月から7年12月までの期間については、上記手帳記号番号の払出し時点で、国民年金保険料の納付は過年度納付となり、口座振替による納付はできない上、申立人が口座振替により申立期間の国民年金保険料を納付したとするB銀行から提出された申立人の預金取引明細表から、国民年金保険料の口座振替による納付が行われたのは、平成8年11月以降であることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び口座振替の手続を行ったとする申立人の母親は、手続の時期・場所についての記憶が定かでない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月から同年 9 月まで

私は、A社の代表取締役であり、平成 6 年 10 月 20 日に倒産するまで、毎月、報酬として 50 万円を受け取っており、同年 6 月に給与を引き下げた記憶は無い。標準報酬月額が実際の報酬額と相違しているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 10 月 27 日の後の同年 11 月 14 日付けで、遡及して 13 万 4,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る閉鎖登記簿謄本から、申立人は、同社の設立当初から代表取締役であったことが確認できることから、「私は、同社が不渡りを出したことで、県外に出奔したため、誰が同社の厚生年金保険に係る手続を行ったかは分からない。同社の実印は、平成 6 年 10 月末頃までは私が持っていたが、以降は、所在が分からなくなっている。」と主張している。

また、オンライン記録によると、申立期間当時におけるA社の厚生年金保険被保険者は、申立人を除き、従業員一人だけであり、当該従業員は、「申立人は突然入社しなくなったため、私も入社しなくなった。私は、同社の清算に関与していない。」と供述している。

さらに、前述の従業員は、「A社の経理及び社会保険事務は全て申立人が行っており、詳細は分からないが、申立期間当時は、非常に厳しい経営状況であったと思う。」と供述していること、及び申立人の主張から、申立期間における同社の経営状態は芳しくなかったことがうかがえる。

これらのことから、A社は、社会保険料を滞納していた可能性がうかがえるとともに、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったものとは断言し難く、社会保険事務所（当時）が、申立人の同意を得ること無く、又は申立人の一切の関与も無く、無断で申立人に係る標準報酬月額の上及訂正処理を行ったか否か明らかにすることはできない上、申立人は、同社の代表取締役かつ事業主として当該減額訂正処理に係る同社の意志決定に一定の責任を有していた者と考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 2 日から 57 年 4 月 1 日まで

夫は、昭和 43 年 4 月に A 社 (後に、B 社に名称変更) に入社し、平成 4 年 1 月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことは納得できない。申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が、申立期間において、B 社が米国に設立した海外法人である「C 社」に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、「C 社」のジェネラルマネージャーであった者が、「B 社の海外法人に勤務していた駐在員については、円建てで支給される賞与から一定期間分の厚生年金保険料がまとめて控除されていたが、申立期間に支給された賞与において、当時の同社の社会保険及び経理事務担当者が、当該海外駐在員に係る届出の提出を誤ったことから、申立期間の厚生年金保険料が控除されず、1 年間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることが判明した。この事実は、当時の同社総務部長から聞き、申立人にも話した。」と供述しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立期間当時、申立人を含む 7 人の海外駐在員全員が、昭和 56 年 4 月 1 日又は同年 4 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、本来であれば、同社は、当該海外駐在員がそれぞれ同資格を喪失した日と同日付

けで再度、同資格を取得する手続を行わなければならなかったにもかかわらず、1人は、同年12月1日に、残る5人は、申立人と同様に57年4月1日に、同被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社は、平成21年6月30日に解散しており、申立期間における申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる賃金台帳等の資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで
② 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで

私は、A社に入社（昭和 56 年 3 月 27 日）してから退職（平成 18 年 7 月 6 日）するまでの期間、継続して勤務し、雇用形態や仕事内容は変わっておらず、給与が下がった記憶も無い。また、申立期間当時、同社から支払われた給与は、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額より多いことが預金通帳から確認できる。

申立期間当時のA社における私の標準報酬月額について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社における標準報酬月額が、平成 4 年 9 月は 19 万円であるにもかかわらず、同年 10 月から 5 年 9 月までの期間は 13 万 4,000 円に減額されているが、当該期間も雇用形態及び仕事内容は、それまでと変わっていない。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間①に係る申立人の給与額や保険料控除額が確認できる資料は保存期限が経過しているため処分している。」と回答している上、申立人も給与明細書等を保管していないことから、申立人の申立期間①に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間①における標準報酬月額については、A社から申立人に支払われた平成 4 年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間の平均報酬月額に基づき決定されることとなるが、同社の就業規則には、欠勤等の時間数に応じて賃金を差し引く旨規定がされているところ、同社から提出された申立人の出勤簿によれば、申立人は同年 5 月に 14 日間、同年 6 月に 26 日間欠勤していた

ことが確認できる。

さらに、オンライン記録においても遡及訂正等が行われておらず、社会保険事務所（当時）において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②における標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間の預金通帳の振込額から推認できる報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも一部の期間において高額であることが確認できるとともに、A社から提出された申立人に係る平成13年分及び14年分の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において確認できる、課税総支給額に基づく標準報酬月額も、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から9年4月1日まで

私は、公共職業安定所の紹介で、平成8年8月1日にA社に就職し、同社が倒産する9年3月頃まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は平成8年10月5日から同年12月3日までの期間、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時のA社における社会保険事務担当者は、「人の出入りが激しかったので、仕事が続くかどうかをみてから、厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、同社の同僚は、「運転手はすぐに辞めてしまう人がいるので、試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入していないと思う。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、平成8年7月から同年10月までの期間にA社に勤務していたと考えられる同僚は、「申立人は、私と同じ運転手で、雇用形態に違いは無かったと思う。」と供述しているところ、当該同僚の同社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、A社は、平成8年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の勤務実態及び保険料控除に関する関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 11 日から 40 年 3 月 15 日まで

私は、昭和 39 年 6 月 1 日に A 社に入社してから 43 年 1 月 12 日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、年金記録では 39 年 8 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、40 年 3 月 15 日に再度、同保険の被保険者資格を取得した記録となっているので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の上司及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において A 社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和 39 年 8 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、40 年 3 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、A 社は、「当時の資料を探したが、既に廃棄しており、申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、途中退職したことがあり、資格喪失の届出をしたことを覚えている。申立期間に係る厚生年金保険料の控除はしていない。」と回答している上、申立人が名前を挙げた当時の上司及び同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、

申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年8月19日から18年9月1日まで

私は、昭和17年8月19日から、A社が所有するB丸に船員として乗船していた。しかしながら、年金記録を確認したところ、同船の船員保険の記録が18年9月1日からとなっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるB丸の航海記録について、具体的に記憶している上、申立人が一緒に乗船したと主張する同僚二人のうち一人については、船員保険被保険者台帳により、申立期間中に同船の船員保険記録が確認できることから、申立人が、申立期間に同船に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、上記の船員保険記録のある同僚は、被保険者資格取得日の昭和17年8月18日に16歳であったのに対し、船員保険の記録が確認できない、上記のもう一人の同僚及び申立人は、いずれも2年*月生まれで、申立期間の始期は14歳であるところ、旧船員保険法（昭和14年法律第73号）第17条によると、被保険者は「船員法第1条ニ規定スル」船員と規定されており、申立期間当時の船員法（昭和12年法律第79号）第4条には、「15歳未満ノ者ハ、船員トシテ使用スルコトヲ得ズ」と規定されていることを踏まえると、申立期間当時、申立人及びB丸の船員保険記録の無い同僚は、同船に乗船していたものの、船員扱いではなかった可能性がうかがえる。

また、B丸の船員保険記録のある上記の同僚の船員保険被保険者台帳には、船員手帳交付事務所として「C」の記載があり、昭和17年8月18日の船員保険の資格取得日及び同船の船歴と一致することが確認できるのに対して、申立人の船員保険被保険者台帳には、船員手帳交付事務所として「D」と記

載され、18年9月1日の船員保険の資格取得日及び同船の船歴と一致することから、不自然な点はなく、当該同僚と、申立人の船員保険の資格取得手続は、異なる時期に行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、前記同僚二人は既に死亡しており、申立人の保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 9 日から 38 年 6 月 30 日まで
② 昭和 38 年 9 月 1 日から 41 年 4 月 26 日まで
③ 昭和 41 年 8 月 21 日から 44 年 1 月 1 日まで

平成 22 年 9 月に日本年金機構から脱退手当金の確認のはがきが届いて初めて申立期間について、脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知った。

しかしながら、当時、脱退手当金の制度も知らなかった上、退職する際、脱退手当金を受け取った記憶は無いので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時居住していた住所地が記載されているほか、「44. 4. 23 現金支払済」と押印されており、昭和 44 年 4 月 23 日に申立期間③の事業所を管轄する社会保険事務所（当時）において当地払いにより脱退手当金が支払われていることが確認できる上、当該請求書及び領収書には申立人の署名押印が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 4 月 23 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 42 年 10 月 21 日まで
平成 22 年に日本年金機構からはがきが届き、申立期間についての年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとのことであった。しかしながら、同手当金を受け取った覚えは無いので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 10 月 21 日の前後約 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす同僚女性の支給記録を確認したところ、申立人を含む 8 人に支給記録があり、そのうち 6 人は資格喪失日から 5 か月以内に支給決定されている上、当該事業所の元事務担当者は、申立期間当時の従業員に係る脱退手当金の取扱いについて、「従業員から依頼があった場合のみ、会社側が脱退手当金の代理請求の手続を行っていた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 12 月 26 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月7日から同年12月30日まで
平成22年に日本年金機構からはがきが届き、申立期間についての年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みであるとのことであった。しかしながら、同手当金を受け取った覚えは無いので年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄には、支給額、資格期間及び支給年月日が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和27年3月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は昭和27年1月に婚姻しているが、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の申立人の氏名欄は、脱退手当金の支給決定と同時期である同年3月6日に旧姓から新姓に変更されていることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前であり、老齢年金を受給するためには、原則20年以上厚生年金保険に加入する必要があるところ、その後昭和36年4月1日に国民年金に加入するまで厚生年金保険への加入履歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 17 日から 36 年 1 月 18 日まで
② 昭和 36 年 9 月 14 日から 42 年 2 月 21 日まで

平成 22 年 9 月に日本年金機構から脱退手当金の確認のはがきが届いて初めて申立期間について、脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知った。

しかしながら、当時、脱退手当金の制度も知らなかった上、退職する際、脱退手当金を受け取った記憶は無いので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業所を退職時、「会社から脱退手当金の説明があった際、『厚生年金保険から脱退する。』と当時の経理担当者に伝えた記憶がある。」と述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 6 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 15 日から 36 年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 3 月 25 日から 40 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 8 月のお盆頃から 40 年の正月前まで、A市のB社（現在は、C社）で勤務していた。私は、常勤であり、給与から厚生年金保険料を控除され、健康保険証を会社からもらっており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間①及び②について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 32 年 8 月のお盆頃からA市のB社で勤務していた。」と主張しているが、C社から提出された「社会保険台帳」において、申立人の入社日は、36 年 8 月 1 日となっていることが確認できる上、申立期間当時、申立人がB社で勤務していたことをうかがわせる同僚等の供述を得ることができない。

また、前述の台帳及びC社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 36 年 8 月 1 日となっており、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、C社は、「社会保険の台帳に記載されている者の入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は、全員、それぞれ一致している。また、社会保険に加入する前に、給与から保険料を控除することは無いと思う。」と回答している上、オンライン記録において、申立人と同時期に同被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「自分の年金記録は間違っていない。」と供述している。

申立期間②について、申立人は、「B社では昭和40年の正月前まで勤務していた。」と主張しているが、同社の退職時期等について具体的な記憶は無い上、申立人が一緒に勤務をしていたと主張している同僚及び申立期間当時、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に連絡が取れないため、申立期間当時、申立人が同社で勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができない。

また、C社は、「昭和37年3月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているということは、申立人は退職したということだと思う。退職していない者の喪失届を提出することは無いと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。